

# 第1期 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2019年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**開催場所** 第四銀行本店2階 だいしホール  
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地1



北越銀行本店（長岡市）に中継会場を設けております。

**58 頁**記載の「**中継会場のご案内**」をご参照ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 議決権行使期限



#### 郵送

2019年6月24日（月曜日）  
午後5時45分到着分まで。  
詳細は6頁をご覧ください。



#### パソコン・スマートフォン

2019年6月24日（月曜日）  
午後5時45分まで。  
詳細は7～8頁をご覧ください。

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



DAISHI HOKUETSU  
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ



第四銀行



ホクギン

北越銀行

## 第四北越フィナンシャルグループの経営理念

私たちは

信頼される金融グループとして

みなさまの期待に応えるサービスを提供し  
地域社会の発展に貢献し続けます

変化に果敢に挑戦し  
新たな価値を創造します

行動の規範  
(プリンシプル)

使命  
(ミッション)

あるべき姿・方向性  
(ビジョン)

### 目次

ごあいさつ .....	2
第1期定時株主総会招集ご通知 .....	3
議決権行使方法のご案内 .....	5

#### 株主総会参考書類

<b>第1号議案</b> 監査等委員でない取締役8名選任の件 .....	9
<b>第2号議案</b> 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 .....	18
<b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 .....	19
<b>第4号議案</b> 監査等委員でない取締役に対するストックオプション 報酬額及び内容決定の件 .....	20

#### 添付書類

第1期事業報告 .....	23
連結計算書類 .....	51
計算書類 .....	53
監査報告書 .....	55

## ■ ごあいさつ



代表取締役会長  
佐藤勝弥

代表取締役社長  
並木富士雄

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第四銀行と北越銀行は、2018年10月1日に経営統合を行い、両行の完全親会社である「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」を設立致しました。当社の設立に際しましては、皆さま方よりひとかたならぬご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、本経営統合によって、経営理念である「私たちは 信頼される金融グループとして みなさまの期待に応えるサービスを提供し 地域社会の発展に貢献し続けます。変化に果敢に挑戦し 新たな価値を創造します」を実践し、地域金融機関の「使命・役割」である「金融・情報仲介機能」を永続的に発揮してまいり所存です。

第四北越フィナンシャルグループの今後の活動に是非ともご期待をいただき、従来にもましてご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2019年5月31日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

代表取締役会長 佐藤勝弥

代表取締役社長 並木富士雄

証券コード：7327  
2019年5月31日

株主各位

新潟県長岡市大手通二丁目2番地14  
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ  
代表取締役社長 並木 富士雄

## 第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権の行使ができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2019年6月24日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 第四銀行本店2階 だいしホール  
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

（巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。また、北越銀行本店（長岡市）に中継会場を設けております。詳しくは58頁をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第1期（2018年10月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第1期（2018年10月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 監査等委員でない取締役8名選任の件                       |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件                     |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                     |
| 第4号議案 | 監査等委員でない取締役に対する<br>ストックオプション報酬額及び内容決定の件 |

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また紙資源節約のため、「第1期定時株主総会招集ご通知」（本冊子）をご持参ください。
- 当日満席の場合は、第2、第3会場にご着席いただきますので、あらかじめご了承ください。

## 4. 議決権行使等についてのご案内

### (1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法がございます。詳しくは5～8頁をご覧ください。

### (2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (3) 不統一行使の取り扱い

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社へご通知ください。

### (4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (5) インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.dhfg.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①から③までの事項も含まれております。また、会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記②および③の事項も含まれております。

以上

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.dhfg.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主さまは、本社代表（電話025-224-7111）までお知らせください。  
また当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席いただける場合の議決権行使



開催日時

**2019年6月25日（火曜日）午前10時 開会**  
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

開催場所

**第四銀行本店2階 だいしホール**  
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

▶ 会場の詳細は、巻末をご覧ください。

※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意ください。  
※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

### 株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使

中継会場にご来場の場合も以下の方法であらかじめ議決権の行使をお済ませください。  
当日、中継会場では議決権の行使はできません。

#### 郵送



行使期限

**2019年6月24日（月曜日）**  
**午後5時45分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご投函ください。

▶ 詳細は、6 頁をご覧ください。

#### インターネット等（パソコン・スマートフォン・タブレット端末）



行使期限

**2019年6月24日（月曜日）**  
**午後5時45分まで**

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

▶ 詳細は、7～8 頁をご覧ください。

機関投資家の皆様へ：「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 郵送による議決権行使のご案内



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、  
**下図のように切り取って** ご投函ください。

議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったもの  
 としてお取扱いいたします。

行使期限までに到着するようご返送ください。

**議決権行使期限** 2019年6月24日（月曜日）午後5時45分到着分まで

こちらを切り取ってご投函ください

**議決権行使書**  
 株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 御中 議決権の数 \_\_\_\_\_ 個

私は、2019年6月25日開催の株式会社第四北越フィナンシャルグループ  
 第1期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記  
 （賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。  
 2019年 月 日

議 案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	○	○
第2号議案	○	○
第3号議案	○	○
第4号議案	○	○

各議案について賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。  
 株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

基準日現在のご所有株式数 \_\_\_\_\_ 株  
 議 決 権 の 数 \_\_\_\_\_ 個  
 <議決権の数は1単元ごとに1個となります。>

**お 願 い**

- 当日株主総会にご出席の際は、この用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。
- 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によりお預めにご議決権を行使ください。
  - 行使期間：2019年6月24日午後5時45分
  - ①郵送による議決権行使の場合  
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送ください。
  - ②インターネットによる議決権の行使の場合  
スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、専用サイト（<https://vote.tr.mufg.jp/>）にアクセス後、ログインID、仮パスワードによりログインしていただき、画面案内に従って、期限までに行使してください。

ログイン用QRコード

QRコード

ログインID  
 IIII-III-III-III  
 仮パスワード  
 IIII

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

**第1号議案**について、一部の候補者に異なる  
 意思表示される場合は、当該候補者の  
 番号をカッコ内にご記入ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## パソコンをご利用の方 (ログインID・パスワード入力による方法)

### 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

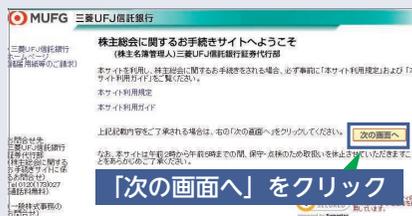


## アクセス手順について

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセス。

「議決権行使ウェブサイト」トップページ



## スマートフォン・タブレット 端末をご利用の方

議決権行使書用紙副票に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

### ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度 QR コードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「ログイン ID」「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。

## アクセス手順について

### 1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は  
こちら



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

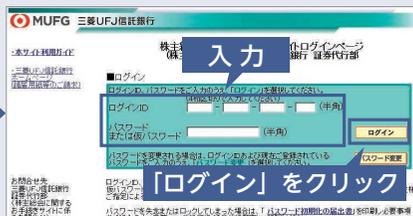
※ QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## ご注意事項

- インターネット等より議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。

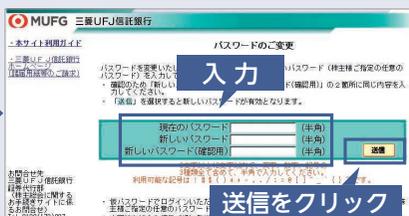
## 2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



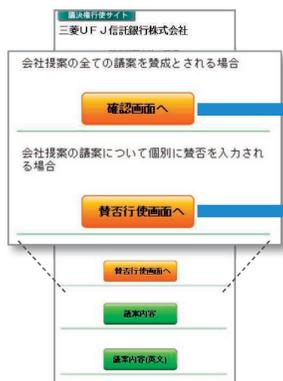
## 3 新パスワードを登録する

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力。



以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

## 2 議決権行使方法を選択



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択。

## 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の  
賛否を選択。

画面の案内に従って  
行使完了です。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**0120-173-027**（受付時間 9:00~21:00、通話料無料）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンスの高度化を図るため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役4名及び代表取締役2名の合計6名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況
1	佐藤 勝 弥	再任 代表取締役会長	6回/6回 (100%)
2	並木 富士 雄	再任 代表取締役社長	6回/6回 (100%)
3	長谷川 聡	再任 取締役	6回/6回 (100%)
4	広川 和 義	再任 取締役	6回/6回 (100%)
5	渡邊 卓 也	再任 取締役	6回/6回 (100%)
6	小原 清 文	再任 取締役	6回/6回 (100%)
7	高橋 信	再任 取締役	6回/6回 (100%)
8	殖 栗 道 郎	再任 取締役	6回/6回 (100%)

候補者  
番号

1

さとう かつや  
佐藤 勝弥

再任



生年月日 1955年7月8日生

所有する当社の株式数 3,000株

### 取締役候補者とした理由

2012年6月に株式会社北越銀行の取締役就任後、融資部門、事務部門、有価証券運用部門、経営企画部門、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2015年6月から同行の代表取締役、2017年6月から同行の取締役頭取、2018年10月の当社設立時より代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社北越銀行入行	
2001年4月	同 江陽支店長	
2003年4月	同 総合企画部副部長	
2006年4月	同 新町支店長兼長岡北支店長	
2008年6月	同 人事部長	
2010年4月	同 融資部長	
2012年6月	同 取締役融資部長	
2013年6月	同 常務取締役	事務統括部・市場営業部担当
2014年4月	同 常務取締役	事務統括部・事務サポート部・市場営業部担当
2015年6月	同 専務取締役	新潟事務所担当
2016年7月	同 専務取締役	総合企画部・人事部・秘書室・東京事務所担当 関連会社統括
2017年6月	同 取締役頭取 (現任)	
2018年10月	当社 代表取締役会長	統括 (現任)

候補者  
番号

2

な み き ふ じ お  
**並木 富士雄**

再任

生年月日 1951年6月20日生

所有する当社の株式数 5,600株



### ■ 取締役候補者とした理由

2005年6月に株式会社第四銀行の取締役就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2011年6月から同行の代表取締役、2012年6月から同行の取締役頭取、2018年10月の当社設立時より代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 株式会社第四銀行入行  
 1998年8月 同 柏崎南支店長  
 2000年2月 同 業務開発部長  
 2002年2月 同 燕支店長  
 2004年6月 同 三条支店長兼三条南支店長  
 2005年6月 同 取締役三条支店長  
 2006年6月 同 取締役上越駐在・高田支店長  
 2007年4月 同 取締役兼執行役員上越駐在・高田支店長  
 2008年4月 同 常務取締役営業本部長 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当  
 2009年6月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当  
 2009年7月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部担当  
 2010年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・融資管理部担当  
 2011年6月 同 専務取締役 総合企画部・融資統括部・審査部・融資管理部・東京事務所担当  
 2012年6月 同 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室担当  
 2018年10月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括 (現任)  
 2019年2月 株式会社第四銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室・監査部担当 (現任)

候補者  
番号

3

は せ がわ さとし  
長谷川 聡

再任



生年月日 1953年7月7日生

所有する当社の株式数 2,600株

### 取締役候補者とした理由

2008年6月に株式会社第四銀行の取締役就任後、総務部門、融資部門、経営企画部門、人事部門、リスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2015年6月から同行の代表取締役、2018年10月の当社設立時より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 株式会社第四銀行入行
- 1998年2月 同 新発田西支店長
- 2000年2月 同 業務開発部副部長
- 2002年6月 同 糸魚川支店長
- 2004年6月 同 亀田支店長
- 2005年6月 同 長岡支店長
- 2007年4月 同 執行役員三条支店長
- 2008年4月 同 執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長
- 2008年6月 同 取締役兼執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長
- 2011年6月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長 総務部担当
- 2012年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・融資管理部担当
- 2015年6月 同 専務取締役 総合企画部・人事部・東京事務所担当
- 2017年4月 同 専務取締役 グループ戦略企画部・総合企画部・人事部・東京事務所担当
- 2017年6月 同 専務取締役 グループ戦略企画部・総合企画部・東京事務所担当
- 2018年6月 同 取締役副頭取 監査部・リスク統括部・審査部担当
- 2018年10月 当社 取締役 リスク管理部担当 (現任)
- 2019年2月 株式会社第四銀行 取締役副頭取  
リスク統括部・審査部担当 (現任)

候補者  
番号

4

ひろ かわ  
**広川**

かず よし  
**和義**

再任

生年月日

1961年8月19日生

所有する当社の株式数

1,100株



### ■ 取締役候補者とした理由

2015年6月に株式会社北越銀行の取締役就任後、経営企画部門、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月から同行の代表取締役、2018年10月の当社設立時より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社北越銀行入行  
 2008年7月 同 人事部副部長  
 2010年7月 同 宮内支店長  
 2012年6月 同 事務統括部長  
 2015年6月 同 取締役総合企画部長  
 2017年6月 同 専務取締役 総合企画部・人事部・秘書室・  
 東京事務所担当 関連会社統括  
 2018年6月 同 専務取締役 人事部・秘書室・東京事務所担当  
 2018年10月 当社 取締役 人事企画部担当（現任）  
 2019年4月 株式会社北越銀行 専務取締役  
 リスク統括部・人事部・秘書室・東京事務所担当（現任）

候補者  
番号

5

わた なべ  
**渡邊** たく や  
**卓也**

再任



生年月日 1956年9月7日生

所有する当社の株式数 2,800株

### 取締役候補者とした理由

2014年6月に株式会社第四銀行の取締役就任後、有価証券運用部門、国際部門、総務部門、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から同行の代表取締役、同年10月の当社設立時より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社第四銀行入行  
 2002年2月 同 堀之内支店長  
 2003年6月 同 総合企画部副部長  
 2006年6月 同 人事役  
 2008年4月 同 市場運用部長  
 2010年6月 同 執行役員市場運用部長  
 2014年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部・総務部担当  
 2016年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部担当  
 2017年3月 同 常務取締役 市場運用部担当  
 2018年6月 同 専務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長  
 営業統括部・コンサルティング推進部担当  
 2018年10月 当社 取締役 営業企画部担当（現任）  
 2019年2月 株式会社第四銀行 専務取締役営業本部長  
 兼地方創生推進本部長 営業統括部・  
 コンサルティング推進部・市場運用部担当（現任）

候補者  
番号

6

お ばら きよ ふみ  
小原 清文

再任

生年月日

1958年9月28日生

所有する当社の株式数

1,800株



### ■ 取締役候補者とした理由

2016年6月に株式会社第四銀行の取締役就任後、営業部門、事務部門を統括し、2018年10月の当社設立時より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 株式会社第四銀行入行
- 2005年3月 同 三条北支店長
- 2006年6月 同 総合企画部副部長
- 2009年6月 同 総合企画部長
- 2012年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長
- 2015年6月 同 執行役員コンサルティング推進部長
- 2016年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長  
兼コンサルティング推進部長  
営業統括部担当
- 2017年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長  
営業統括部・コンサルティング推進部・システム部担当
- 2018年6月 同 常務取締役事務本部長 事務統括部・システム部・  
事務サービス部・事務サポート部担当（現任）
- 2018年10月 当社 取締役 システム事務統括部担当（現任）

候補者  
番号

7

たか はし まこと  
高橋 信

再任



生年月日 1962年2月23日生

所有する当社の株式数 1,150株

### 取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社北越銀行の取締役に就任後、経営企画部門を統括し、2018年10月の当社設立時より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社北越銀行入行  
2008年7月 同 総合企画部上席調査役  
2009年7月 同 五泉支店長  
2011年6月 同 営業統括部副部長兼営業推進役  
2012年7月 同 融資部付上席調査役  
2013年6月 同 融資部長  
2015年6月 同 営業統括部長  
2017年6月 同 取締役総合企画部長  
2018年6月 同 常務取締役総合企画部長 関連会社統括  
2018年10月 当社 取締役 合併推進部担当（現任）  
2019年4月 株式会社北越銀行 常務取締役  
総合企画部・合併推進部担当 関連会社統括（現任）

候補者  
番号

8

う え ぐ り      み ち ろ う  
**殖栗      道郎**

再任

生年月日

1962年12月24日生

所有する当社の株式数

1,500株



### 取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社第四銀行の取締役に就任後、経営企画部門を統括し、2018年10月の当社設立時より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社第四銀行入行  
2008年4月 同 柏崎南支店長  
2009年6月 同 総合企画部副部長  
2012年6月 同 総合企画部長  
2015年6月 同 東京支店長兼東京事務所長  
2016年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長  
2017年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長  
2017年6月 同 取締役兼執行役員グループ戦略企画部長  
2018年6月 同 常務取締役 総合企画部・東京事務所担当（現任）  
2018年10月 当社 取締役 経営企画部担当（現任）

## 第2号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額については、当社定款附則第2条第1項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額300百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員でない取締役の報酬額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額300百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

監査等委員でない各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、指名・報酬委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものといたします。

第1号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は8名となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については、当社定款附則第2条第2項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額85百万円以内と定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額85百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

監査等委員である各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

現在の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役4名）であります。

## 第4号議案

## 監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額については、当社定款附則第2条第1項に定める報酬額とは別枠で、当社定款附則第2条第3項において、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員でない取締役の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額130百万円以内とすることを定めております。

本議案は、第2号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」でご承認をお願いいたします監査等委員でない取締役の報酬額とは別枠で、監査等委員でない取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につきまして、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額130百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、指名・報酬委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

株式報酬型ストックオプションとしての具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

なお、監査等委員でない各取締役に対する具体的な支給の時期、配分等は、指名・報酬委員会における審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

また、取締役の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものといたします。

第1号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は8名となります。

当該新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式」といいます）は10株といたします。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限は、65,000株といたします。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます。以下同じであります。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものといたします。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨ていたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

2. 新株予約権の総数

監査等委員でない取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる当社の新株予約権の総数は、6,500個を上限といたします。

3. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・シヨールズモデル等により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定める額といたします。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

#### 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものといたします。

#### 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することといたします。

#### 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、取締役会において定めるものといたします。

#### 8. その他の新株予約権の内容

第1号から第7号に掲げる事項の細目及び新株予約権に関するその他の事項については、取締役会において定めることといたします。

以上

## 1 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社第四銀行（以下、「第四銀行」といいます。）、株式会社北越銀行（以下、「北越銀行」といいます。）、第四銀行と北越銀行を総称して「両行」といいます。）を含む連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務、情報・通信業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### 金融経済環境

##### (国内経済)

2018年度の国内経済を顧みますと、企業収益が総じて良好な水準を維持し、設備投資の増加が続いたほか、個人消費についても雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加するなど、景気は緩やかな回復基調となりました。

##### (地域経済)

当社グループの主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましても、企業収益が高水準で推移し、設備投資の増加が続いたほか、個人消費も緩やかな回復が続くなど、着実な回復基調となりました。

##### (金融情勢)

為替相場は、年度初に1ドル＝106円台で始まり、米国の好調な経済や長期金利の上昇などを背景に、10月には114円台まで円安が進行しましたが、その後は米国金融政策の不透明感などから円高が進行し、年度末には1ドル＝110円台となりました。

株式相場は、年度初の21,300円台から、10月には約27年ぶりの高値となる24,200円台まで上昇しましたが、その後は世界経済の減速懸念などから下落に転じ、年度末には21,200円台となりました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、年度初の0.04%台から、米国の長期金利の上昇を受け、10月には0.15%台まで上昇しましたが、その後、低下基調に転じ、年度末には△0.08%台となりました。

## 事業の経過及び成果

当社は、2018年10月1日、両行の経営統合に伴い、共同株式移転の方式により両行の完全親会社として設立いたしました。

当社グループの経営理念を、

私たちは

信頼される金融グループとして

みなさまの期待に応えるサービスを提供し

地域社会の発展に貢献し続けます

変化に果敢に挑戦し

新たな価値を創造します

とし、目指す姿を、「金融・情報仲介機能の発揮による新たな価値の創造と、経営の効率化を進め、地域の発展に貢献し続けることで、圧倒的に支持される金融・情報サービスグループ」と定めて、第一次中期経営計画（2018年10月～2021年3月）をスタートさせました。

第一次中期経営計画では、当社設立後の6ヶ月間（2018年10月～2019年3月）を最重要期間と位置付け、経営統合による相乗効果の早期発揮に向けた諸施策を迅速かつ集中的に実施する「スタートアップ180（いち・はち・まる）」に、当社グループ役職員が一丸となって取り組んでまいりました。

当期（2018年10月～2019年3月）に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

（ネットワークの拡充とお客さまの利便性向上）

2019年1月より、両行間における振込手数料を他行扱から同一銀行扱へ変更したほか、両行間の外国送金手数料を引き下げ、お客さまの手数料のご負担軽減を図ってまいりました。また、第四銀行ATM・北越銀行ATMについて、両行いずれのキャッシュカードをご利用いただいても、ご利用日・ご利用時間帯・ご利用回数にかかわらず、利用手数料を無料といたしました。

また、両行とお取引をいただいている法人のお客さまには、コンサルティング機能をご提供する店舗を主管店として設定するなど、両行が一体となって効率的にサービスをご提供できる体制を整備いたしました。

今後も、お客さまの利便性向上に積極的に取り組んでまいります。

(関連会社の活用)

2018年10月より北越銀行の16店舗において第四証券株式会社との証券仲介業務の取り扱いを開始し、2019年4月からは取扱店を全店に拡大いたしました。また、だいし経営コンサルティング株式会社による各種コンサルティングサービスを北越銀行のお客さまへもご提供するなど、グループ内における商品・サービスの相互活用を積極的に進めてまいりました。

なお、第四証券株式会社は2019年10月に商号を「第四北越証券株式会社」へ変更のうえ、コーポレートマークを当社と統一する予定としております。

(組織融和)

2018年10月に「融和促進会議」を設置し、当社グループの組織融和に向けた取り組みを促進しているほか、2018年11月より両行の隣接店を「パートナー店」とする制度を導入し、両行の営業店における相互支援・協力体制を強化してまいりました。

また、両行行員を対象とした休日・夜間の合同セミナーを計38回開催したほか、2019年4月1日付の人事異動にて、両行営業店の支店長および副支店長を対象とした人材交流を実施するなど、組織融和に向けた取り組みを積極的に進めてまいりました。

(店舗統合に向けた取り組み)

2019年2月に、お客さまの利便性低下を最小限とすることを基本方針とし、2021年1月に予定する両行の合併から約3年間をかけて、両行の近接する50店舗を店舗内店舗方式により統合することを公表いたしました。

一方で、平成の市町村合併前の旧市町村単位で、両行のいずれか一方の店舗のみが立地する地域の店舗は、両行合併後も当面維持することで、お客さまの利便性を確保してまいります。

また、両行の店名・店番号が重複している店舗については、全国銀行データ通信システムにおいて重複を解消する必要があるため、2019年5月より5回に分けて順次、店名・店番号の変更手続きを開始しております。

お客さまには、お手数・ご不便をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### （「地域商社」の設立）

地域貢献に向けた重要施策として、2019年4月1日に地域商社「株式会社ブリッジにいがた」を設立し、同社は事業を開始いたしました。この地域商社では、両行が持つ豊富な情報を有機的につなげ、企業の販路拡大、ビジネスマッチングのほか、新潟県の恵まれた農林水産資源や観光資源等の国内外への発信や、県内企業のIT技術の利活用等による「生産性向上」へのご支援にも取り組んでまいります。

### （「人材紹介会社」の設立）

2019年5月には、お取引先企業の人材に関する課題解決をご支援する「第四北越キャリアブリッジ株式会社」を設立し、関係当局からの許可取得を前提に、2019年10月から事業を開始する予定です。

この人材紹介会社は、人材に関する総合コンサルティング会社として、管理職や専門人材の不足、社員の育成、外国人労働者の受入などの地域企業の人材に関連する課題やごニーズに対して、ワンストップで解決策をご提供していくことを目指しております。

(「T S U B A S Aアライアンス (※<sup>1</sup>)」での取り組み)

地方銀行の広域連携の枠組みである、両行を含む9行が参加する「T S U B A S Aアライアンス」は、2015年10月の発足以来、フィンテックやシステム・事務の共同化など、幅広い分野で連携を進めてまいりました。

2018年度は、T S U B A S Aアライアンス参加行により、ペーパーレス・印鑑レスで各種お申し込みが可能な窓口タブレット端末「T S U B A S A S m i l e」や「個人ローン審査システム」を共同開発したほか、お客さまの海外事業展開へのご支援を目的とした「シンガポールビジネス交流会」や、フィンテックを活用した画期的なアイデア発掘などに向けた「ビジネスコンテスト」を共催するなど、連携の領域をさらに広げて取り組んでまいりました。

(※<sup>1</sup>) T S U B A S Aアライアンス

2015年10月に「T S U B A S A金融システム高度化アライアンス」として、第四銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行の3行により発足した広域連携の枠組みです。2016年3月に株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、2018年4月に北越銀行、2019年3月に株式会社武蔵野銀行、2019年5月に株式会社滋賀銀行が加わり、現在9行が参加しています。

(「E S G (環境・社会・ガバナンス)・S D G s (※<sup>2</sup>)」への取り組み)

持続可能な社会の実現に向けて企業としての社会的責任を果たすため、グループ一体となって「E S G」へ取り組むことを目的に、2018年10月に「第四北越フィナンシャルグループ E S Gへの取組方針」を公表いたしました。

また、第一次中期経営計画の主要施策に「E S G・S D G sへの取り組み」を掲げ、E S G経営の実践によってS D G sの目標実現に貢献すべく、諸活動に取り組んでまいりました。

今後も、当社グループ一体となって、環境問題や地域社会の課題解決、S D G sへの貢献に積極的に取り組むことで、地域とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

(※<sup>2</sup>) S D G s

2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、持続可能な世界を実現するための17の目標により構成されています。

(「マネー・ローンダリング防止およびサイバーセキュリティ対策」への取り組み)

2019年3月に、マネー・ローンダリング等への対応強化に向け、第四北越フィナンシャルグループ「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針」を公表いたしました。

また2018年2月には、高度化するサイバー攻撃へのセキュリティ対策として、当社グループが設立発起人となり「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会」を立ち上げ、他の金融機関等とも連携しながら、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に継続して取り組んでまいりました。

「マネー・ローンダリング」および「サイバーセキュリティ」への対策の強化は、金融機関として果たすべき重要な社会的責務であるとともに、経営戦略上の重要な課題であると認識し、未然防止をはじめとする態勢の整備を引き続き進めてまいります。

(ガバナンスの高度化に向けた取り組み)

取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公平性・透明性・客観性を強化することを目的に、2019年2月に、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置いたしました。今後も、ガバナンスの高度化に向け、取締役会の実効性向上などに積極的に取り組んでまいります。

(預金)

両行合算での譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中757億円増加し、期末残高は7兆4,880億円となりました。

(貸出金)

両行合算での貸出金につきましては、期中1,471億円増加し、期末残高は5兆915億円となりました。このうち、個人ローンの期末残高は1兆2,521億円、中小企業等向け貸出の期末残高は3兆1,869億円となりました。

(有価証券)

両行合算での有価証券につきましては、期中960億円減少し、期末残高は2兆4,942億円となりました。

(損益)

両行合算での損益状況につきましては、貸出金利息や役務取引等利益およびその他業務利益が増加した一方、有価証券利息配当金の減少や信用コストの増加などから、経常利益は前期比49億円減益の235億円、当期純利益は経営統合に伴う店舗統合費用を特別損失として64億円計上したことなどにより、前期比63億円減益の143億円となりました。

なお、当社の連結経常利益は167億円、親会社株主に帰属する当期純利益は企業結合による負ののれん発生益472億円を計上したことなどから568億円となりました。

※当連結会計年度における当社の連結経営成績は、当社設立において、企業結合会計上の取得企業を第四銀行としたため、第四銀行の当連結会計年度の連結経営成績を基礎に、北越銀行の2018年10月1日から2019年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

※ご参考に「**第四北越フィナンシャルグループ ミニディスクロージャー誌 2019年3月期 営業のご報告**」17～20ページに「**業績ハイライト**」および「**預金・貸出金・健全性の状況 (単体)**」を表示しております。

## 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、想定を上回るスピードで進行する少子高齢化を伴う人口減少や、金融緩和政策の長期化、更にはキャッシュレス・サービスの拡大を始めとするデジタルライゼーションの進展や、異業種企業による銀行業への参入増加に伴う競争の一層の激化など、かつて経験したことのない大変革期にあると言えます。

こうした厳しい環境下、当社グループの持続性を維持・向上させるべく策定した第一次中期経営計画（2018年10月～2021年3月）では、重要経営課題である「地域経済の活性化」「収益力の強化」「経営の効率化」に向けて、3つの基本戦略「金融仲介機能及び情報仲介機能の向上」「経営の効率化」「グループ管理態勢の高度化」を掲げ、当社グループの総力をあげて取り組んでまいります。

2021年1月には、関係当局の許認可が得られることを前提に、両行は合併し、合併銀行の商号を「株式会社第四北越銀行」とする予定です。また、合併と同時に予定する両行のシステム・事務の統合への諸対応を万全の管理体制で進めるとともに、一行体制に向け、両行の組織体制の整備や役職員の融和を一層進めてまいります。

地方銀行の広域連携の枠組みである「TSUBASAアライアンス」につきましては、本年に入り新たに2行が加わり、現在は9行体制となっております。今後も、付加価値の高い金融・情報サービスのご提供を通じた地域社会の持続的な成長への貢献に向けて、戦略的アライアンスを一層加速させてまいります。

加えて、皆さまからの当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化に引き続き全力で取り組み、より高い倫理観の確立を図るとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づいた質の高いガバナンスの構築に努め、株主の皆さまやお客さま、ならびに地域の皆さまの視点に立った「企業価値」の向上を追求してまいります。

併せて、環境問題や次世代育成支援など、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営を実践し、SDGsの目標実現へ貢献することで、企業の社会的責任を果たし、地域とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

本年は、第四北越フィナンシャルグループ設立後の初年度であるとともに、

「令和」元年という節目の年でもあります。時代の大きな変化を迎えた本年を「新時代開拓元年」と位置づけ、従来の枠組みに捉われることなく、新しい価値の創造に積極的に取り組んでまいります。

経営統合によるシナジー効果の早期かつ最大限の発揮に向け、当社グループの役職員が一丸となって取り組み、これまで両行が長きにわたり築き上げてきたお客さまとの信頼関係、地域とのネットワークを土台に、経営統合の第一の目的である「地域への貢献」をしっかりと果たしてまいります。

皆さまには、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	—	—	—	1,180
経常利益	—	—	—	167
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	568
包括利益	—	—	—	373
純資産額	—	—	—	4,290
総資産	—	—	—	89,502

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は2018年10月1日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。  
 3. 2018年度に負ののれん発生益472億円を特別利益に計上しております。  
 4. 当社は、2018年10月1日付で株式会社第四銀行と株式会社北越銀行の経営統合に伴い、両行の共同持株会社として設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、株式会社第四銀行の当連結会計年度の連結経営成績を基礎に、株式会社北越銀行の2018年10月1日～2019年3月31日までの連結経営成績を連結したものになります。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	—	—	—	45
受取配当額	—	—	—	35
銀行業を営む子会社	—	—	—	35
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	百万円 3,474
1株当たり当期純利益	—	—	—	円 銭 75 74
総資産	—	—	—	3,212
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	3,186
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は2018年10月1日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。  
 3. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。  
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末				前年度末			
	銀行業	リース業	証券業	その他	銀行業	リース業	証券業	その他
使用人数	3,604人	61人	186人	137人	—	—	—	—

(注) 1. 当社は2018年10月1日設立のため、前年度末の状況については記載しておりません。

2. 使用人数は、就業者数を記載しております。

3. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

### (4) 企業集団の営業所等の状況

#### イ 銀行業

##### 【第四銀行】

#### ① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店数	うち出張所	店数	うち出張所
新潟県	113店	( 5 )	112店	( 5 )
東京都	2	( — )	2	( — )
北海道	1	( — )	1	( — )
福島県	1	( — )	1	( — )
富山県	1	( — )	1	( — )
埼玉県	1	( — )	1	( — )
神奈川県	1	( — )	1	( — )
愛知県	1	( — )	1	( — )
大阪府	1	( — )	1	( — )
合計	122	( 5 )	121	( 5 )

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所1か所（前年度末1か所）設置しております。

#### ② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
インターネット支店	新潟県新潟市中央区米山一丁目24番地

## 【北越銀行】

## ① 営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
				うち出張所		うち出張所
新	潟	県	79店	( ー )	79店	( ー )
群	馬	県	2	( ー )	2	( ー )
埼	玉	県	2	( ー )	2	( ー )
東	京	都	1	( ー )	1	( ー )
合		計	84	( ー )	84	( ー )

## ② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

## □ リース業、証券業及びその他の事業

リース業、証券業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
設備投資の総額	4,776	363	14	58	5,212

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

		会社名	設備の内容	投資金額	
銀	行	業	株式会社第四銀行	ソフトウェア	2,693
			株式会社北越銀行	ソフトウェア	701

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1	銀行業	1873年 11月2日	32,776百万円	100.00%	—
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通二丁目2番地14	銀行業	1878年 12月20日	24,538百万円	100.00%	—
第四リース株式会社	新潟県新潟市中央区明石二丁目2番10号	リース業	1974年 11月11日	100百万円	0.00% (26.00%)	—
第四コンピューターサービス株式会社	新潟県新潟市中央区鏡一丁目1番17号	コンピューター関連業務	1976年 5月10日	15百万円	0.00% (30.00%)	—
第四信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区本町通五番町224番地1	信用保証業務	1978年 10月27日	50百万円	0.00% (100.00%)	—
第四ジェーシーピーカード株式会社	新潟県新潟市中央区上大川前通八番町1245番地	クレジットカード・信用保証業務	1982年 11月12日	30百万円	0.00% (66.66%)	—
だいし経営コンサルティング株式会社	新潟県新潟市中央区本町通五番町224番地1	ベンチャーキャピタル・コンサルティング業務	1984年 6月8日	20百万円	0.00% (100.00%)	—
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区上大川前通八番町1245番地	クレジットカード業務	1990年 3月1日	30百万円	0.00% (70.00%)	—
第四証券株式会社	新潟県長岡市城内町三丁目8番地26	証券業	1952年 8月8日	600百万円	0.00% (100.00%)	—
北越リース株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目9番地20	リース業	1982年 11月1日	100百万円	0.00% (100.00%)	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目9番地20	クレジットカード・信用保証業務	1983年 6月1日	20百万円	0.00% (100.00%)	—
北越信用保証株式会社	新潟県長岡市宮原二丁目13番地23	信用保証業務	1986年 8月20日	210百万円	0.00% (100.00%)	—
株式会社ホクギン経済研究所	新潟県長岡市表町三丁目2番地1	経済・社会に関する調査研究・情報提供業務	1997年 7月1日	30百万円	0.00% (50.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は、間接議決権比率であります。  
 4. 上記13社は連結子会社及び子法人等であります。

### 重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

---

**(7) 主要な借入先**

該当事項はありません。

**(8) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 勝 弥	代表取締役会長 統括	株式会社北越銀行 取締役頭取（代表取締役）	—
並 木 富 士 雄	代表取締役社長 取締役会議長 統括	株式会社第四銀行 取締役頭取（代表取締役）	—
長 谷 川 聡	取締役 リスク管理部担当	株式会社第四銀行 取締役副頭取（代表取締役）	—
広 川 和 義	取締役 人事企画部担当	株式会社北越銀行 専務取締役（代表取締役）	—
渡 邊 卓 也	取締役 営業企画部担当	株式会社第四銀行 専務取締役（代表取締役）	—
小 原 清 文	取締役 システム事務統括部担当	株式会社第四銀行 常務取締役	—
高 橋 信	取締役 合併推進部担当	株式会社北越銀行 常務取締役	—
殖 栗 道 郎	取締役 経営企画部担当	株式会社第四銀行 常務取締役	—
河 合 慎 次 郎	取締役（監査等委員）	—	—
増 田 宏 一	取締役（監査等委員） （社外取締役）	公認会計士	財務・会計に関する 知見を有しております。
福 原 弘	取締役（監査等委員） （社外取締役）	弁護士	—
小 田 敏 三	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社新潟日報社 代表取締役社長	—
松 本 和 明	取締役（監査等委員） （社外取締役）	長岡大学経済経営学部 経済経営学科教授	—

(注) 1. 社外取締役 増田宏一、福原弘、小田敏三及び松本和明は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりま  
す。

2. 社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた  
情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、河合慎次郎  
を常勤の監査等委員に選定しております。

## <ご参考>

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしています。

### 【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当社グループから多額の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要株主、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
  - A：上記（1）～（5）に該当する者
  - B：当社グループの子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

#### ※ 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

#### ※ 「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

#### ※ 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

#### ※ 「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

#### ※ 「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

#### ※ 「近親者」の定義

配偶者および二親等内の親族

## (2) 会社役員に対する報酬等

取締役の報酬は、株主総会にて承認された年間総額の範囲内で、監査等委員でない取締役は指名・報酬委員会の審議及び答申を経た上で取締役会にて、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて別途定めている内部規程により、各役員の報酬額を年度ごとに決定しております。

- ① 株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ② 報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループを目指すという当社グループの役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ③ 監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ④ 具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じた支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績等に応じた賞与及び中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるためのストックオプションで構成するものとする。
- ⑤ 監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮した報酬内容とする。

### <報酬等の内容>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	8名	16
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	25
計	13名	42

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主総会で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

報酬限度額については、当社定款附則第2条第1項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員でない取締役の報酬等の総額は年額300百万円以内と定められております。この限度額の別枠として、当社定款附則第2条第3項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員でない取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額130百万円以内と定められております。

また、当社定款附則第2条第2項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額85百万円以内と定められております。

なお、当社定款については、2018年6月26日に開催されました株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の定時株主総会において承認いただいております。

3. 取締役（監査等委員を除く）に対する報酬等の額には、当期の賞与に関する費用3百万円及びストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当事業年度に費用計上した額3百万円が含まれております。

4. 上記取締役に使用人兼務取締役はおりません。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
増田 宏一	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
福原 弘	同上
小田 敏三	同上
松本 和明	同上

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
増田 宏一	公認会計士
福原 弘	弁護士
小田 敏三	株式会社新潟日報社 代表取締役社長
松本 和明	長岡大学経済経営学部経済経営学科教授

- (注) 1. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。  
 2. また、各社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係その他これに準じる関係にありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
増田 宏一	0年6か月	当年度開催の取締役会6回のうち6回、監査等委員会6回のうち6回出席しております。	公認会計士としての見地から、適宜発言を行っております。
福原 弘	0年6か月	当年度開催の取締役会6回のうち6回、監査等委員会6回のうち6回出席しております。	弁護士としての見地から、適宜発言を行っております。
小田 敏三	0年6か月	当年度開催の取締役会6回のうち6回、監査等委員会6回のうち6回出席しております。	会社経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
松本 和明	0年6か月	当年度開催の取締役会6回のうち6回、監査等委員会6回のうち6回出席しております。	大学教授としての見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	13	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容
増田 宏一	意見はございません。
福原 弘	同上
小田 敏三	同上
松本 和明	同上

## 4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	45,942千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	18,799名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,978 <sup>千株</sup>	6.52%
明治安田生命保険相互会社	1,624	3.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,434	3.14
日本生命保険相互会社	1,156	2.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	888	1.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	886	1.94
東北電力株式会社	852	1.86
第四銀行職員持株会	804	1.76
大同生命保険株式会社	705	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385151	673	1.47

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 奥村 始史 指定有限責任社員 森本 洋平	10	当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 報酬等につきましては、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、166百万円であります。

### (2) 責任限定契約

責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

### <業務の適正を確保する体制>

当社は、取締役会決議により、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するために「内部統制基本方針」を定め、その実効性の向上に努めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容及び運用状況の概要については、下記のとおりであります。今後も経営環境の変化に適切に対応するため、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の強化・充実に取り組んでまいります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社は、「コンプライアンス委員会」及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理するとともに、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ③ 当社は、非監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度運営規程」を制定し、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為等に対して通報・相談する場合の適正な仕組みを定めるとともに、通報者等を保護する体制を整備する。
- ⑤ 当社は、「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理規則」を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
- ⑥ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- ⑦ 当社は、「インサイダー取引等防止要綱」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を構築する。また、「文書管理規則」に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために「グループリスク管理基本規程」を制定する。
- ② 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- ③ 当社は、「ALM・リスク管理委員会」及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理するとともに、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- ④ 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理体制の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理体制の充実強化を図る。
- ⑤ 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、「業務継続に関する基本規程」を制定し、危機管理について適切に体制整備を行う。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」を制定し、取締役会を適切に運営するとともに、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
- ③ 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう「職制規則」等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

## (5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、「グループ経営管理規程」において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
- ② 当社及びグループ会社は、「財務報告に係るグループ内部統制規程」に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ③ 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、「グループ内取引等に係る基本方針」、「グループ内の業務提携等に係る基本方針」に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ④ 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑤ 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- ⑥ 当社は、上記⑤で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

## (7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ① 補助者の任命・異動・人事考課・懲戒処分については、監査等委員会と協議のうえ、決定する。

- ② 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、「監査等委員会規程」等の社内規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- ② 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

#### **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員会が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携をはかることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- ② 当社は、監査等委員がその職務の執行により生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

#### **<業務の適正を確保する体制の運用状況>**

##### **(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、法令やルール等に則った厳格な業務運営ならびに経営の透明性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則として毎月1回開催しております。委員会では、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題を把握したうえで、コンプライアンス方針やコンプライアンスの実施状況の確認・審議を行っております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度運営規程」により、監査等委員会及びコンプライアンス統括部署を社内の通報窓口としており、報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書について、「文書管理規則」に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を閲覧することができる体制としております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「グループリスク管理基本規程」に基づき、当社グループのリスク管理における統括を行うために、「コンプライアンス委員会」、「ALM・リスク管理委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は原則として毎月1回、「ALM・リスク管理委員会」は原則として四半期に1回開催しており、各種リスクを的確に認識・把握・管理しております。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当該事業年度においては、取締役会を計6回開催いたしました。

また、監査等委員でない取締役をもって構成される経営会議では、「経営会議規程」に基づき、取締役会から委任された事項を決議し、適切かつ効率的な業務執行を行っております。

## (5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営管理規程」を制定し、直接出資子会社から当社へ協議・報告すべき事項を定めており、直接出資子会社から適切に協議または報告を受ける体制としております。

当社のグループ経営における基本方針等は、グループ会社の経営方針に適切に反映させるとともに、当社が直接出資子会社の経営管理を行い、直接出資子会社を通じて直接出資子会社以外のグループ会社の経営管理を行うことで、グループ経営管理の一体性を確保しております。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、専任の監査等委員会事務局スタッフを1名配置しております。

#### **(7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

専任の監査等委員会事務局スタッフの任命・異動・人事考課等は監査等委員会と協議のうえ決定しており、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

当該スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

「監査等委員会規程」を制定し、取締役及び使用人は当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当該事実を監査等委員会へ報告すること、監査等委員会から取締役及び使用人に報告を求めることができることを定めております。

また、「内部通報制度運営規程」を制定し、監査等委員会に内部通報を行った役職員が、報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

監査等委員会において、内部監査部門から子銀行を含めた内部監査の状況について毎月報告を受けているほか、常勤の監査等委員と内部監査部門において毎月情報連絡会を開催し、意見交換を行うことで、日常的に連携をはかっております。

#### **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務遂行を監査しております。

監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名で構成し、社内取締役は常勤の監査等委員としております。監査等委員会は、会計監査人とは年間10回程度（今年度は10月以降に4回）、代表取締役とは年間2回（今年度は1回）、監査部とは毎月意見交換を行うとともに、常勤の監査等委員による経営会議や各種委員会への出席、役職員による業務報告等を通じて連携の強化をはかっており、監査等委員会による監査の実効性確保に努めております。

また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求等に従い、適切に処理しております。

## 8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	258,341百万円	321,250百万円

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11 その他

### 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、銀行業の公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としております。

# ■ 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	1,108,007
コールローン及び買入手形	3,773
買入金銭債権	17,414
商品有価証券	3,911
有価証券	2,496,047
貸出金	5,065,891
外国為替	19,661
その他資産	160,157
<b>有形固定資産</b>	<b>54,167</b>
建物	14,835
土地	34,043
リース資産	13
建設仮勘定	23
その他の有形固定資産	5,251
<b>無形固定資産</b>	<b>14,220</b>
ソフトウェア	11,821
リース資産	73
その他の無形固定資産	2,325
退職給付に係る資産	3,387
繰延税金資産	5,012
支払承諾見返	19,108
貸倒引当金	△ 20,538
<b>資産の部合計</b>	<b>8,950,224</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	7,177,466
譲渡性預金	279,430
コールマネー及び売渡手形	4,994
売現先勘定	110,272
債券貸借取引受入担保金	403,529
借入金	433,879
外国為替	755
その他負債	66,079
賞与引当金	2,290
役員賞与引当金	116
退職給付に係る負債	7,852
役員退職慰労引当金	41
睡眠預金払戻損失引当金	2,989
システム解約損失引当金	457
偶発損失引当金	1,131
特別法上の引当金	11
繰延税金負債	5,504
再評価に係る繰延税金負債	5,239
支払承諾	19,108
<b>負債の部合計</b>	<b>8,521,150</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	30,000
資本剰余金	87,667
利益剰余金	258,756
自己株式	△ 1,336
株主資本合計	375,088
その他有価証券評価差額金	41,032
繰延ヘッジ損益	△ 5,657
土地再評価差額金	6,424
退職給付に係る調整累計額	△ 5,505
その他の包括利益累計額合計	36,292
新株予約権	637
非支配株主持分	17,054
<b>純資産の部合計</b>	<b>429,073</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>8,950,224</b>

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>118,007</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>58,956</b>	
貸出金利息	38,713	
有価証券利息配当金	19,669	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
買現先利息	△ 6	
預け金利息	226	
その他の受入利息	349	
<b>役員取引等収益</b>	<b>24,535</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>25,385</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>9,130</b>	
償却債権取立益	451	
その他の経常収益	8,678	
<b>経常費用</b>		<b>101,301</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>6,454</b>	
預金利息	946	
譲渡性預金利息	35	
コールマネー利息及び売渡手形利息	38	
売現先利息	686	
債券貸借取引支払利息	2,617	
借入金利息	151	
その他の支払利息	1,979	
<b>役員取引等費用</b>	<b>6,752</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>21,214</b>	
<b>営業経費</b>	<b>57,301</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>9,578</b>	
貸倒引当金繰入額	2,867	
その他の経常費用	6,711	
<b>経常利益</b>		<b>16,706</b>
<b>特別利益</b>		<b>47,208</b>
固定資産処分益	0	
負ののれん発生益	47,207	
<b>特別損失</b>		<b>2,472</b>
固定資産処分損	131	
減損損失	2,248	
システム解約損失引当金繰入額	92	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>61,441</b>
法人税、住民税及び事業税	6,988	
法人税等調整額	△ 3,121	
<b>法人税等合計</b>		<b>3,867</b>
<b>当期純利益</b>		<b>57,574</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>729</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>56,844</b>

## ■ 計算書類

### 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,540</b>
現金及び預金	1,111
未収収益	516
未収還付法人税等	703
その他	209
<b>固定資産</b>	<b>318,709</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>
工具、器具及び備品	0
<b>無形固定資産</b>	<b>48</b>
商標権	9
ソフトウェア	39
<b>投資その他の資産</b>	<b>318,660</b>
関係会社株式	318,638
繰延税金資産	21
<b>資産の部合計</b>	<b>321,250</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>233</b>
未払費用	35
未払法人税等	5
賞与引当金	104
役員賞与引当金	3
その他	84
<b>固定負債</b>	<b>525</b>
長期借入金	525
<b>負債の部合計</b>	<b>758</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>319,853</b>
<b>資本金</b>	<b>30,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>287,665</b>
資本準備金	7,500
その他資本剰余金	280,165
<b>利益剰余金</b>	<b>3,474</b>
その他利益剰余金	3,474
繰越利益剰余金	3,474
<b>自己株式</b>	<b>△ 1,286</b>
<b>新株予約権</b>	<b>637</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>320,491</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>321,250</b>

## 損益計算書 (2018年10月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	<b>4,597</b>
関係会社受取配当金	3,541
関係会社受入手数料	1,056
その他	0
<b>営業費用</b>	<b>1,003</b>
販売費及び一般管理費	1,003
<b>営業利益</b>	<b>3,594</b>
<b>営業外収益</b>	<b>0</b>
雑収入	0
<b>営業外費用</b>	<b>122</b>
創立費	118
雑損失	3
<b>経常利益</b>	<b>3,472</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,472</b>
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	△ 21
<b>法人税等合計</b>	<b>△ 1</b>
<b>当期純利益</b>	<b>3,474</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四北越フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	熊木 幸雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森本 洋平	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2018年10月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 河合慎次郎 ㊟

監査等委員 増田 宏一 ㊟

監査等委員 福原 弘 ㊟

監査等委員 小田 敏三 ㊟

監査等委員 松本 和明 ㊟

(注) 監査等委員増田宏一、福原弘、小田敏三、松本和明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 中継会場のご案内

※中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。



日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

## 中継会場に ご来場の 株主さまへ

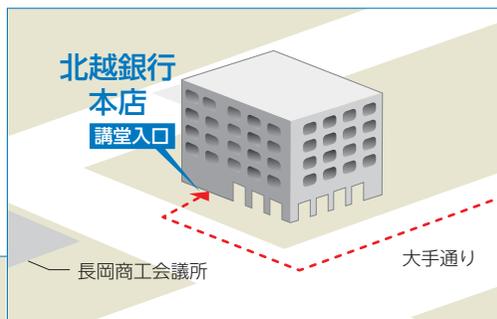
- 中継会場では株主総会（第四銀行本店）の様子をスクリーンでご覧いただくのみとなり、議決権の行使およびご質問等をお受けすることはできません。
- あらかじめ議決権の行使をお済ませいただき、本冊子をご持参のうえ、受付にご提示ください。
- 株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



場所

## 北越銀行本店 2階講堂

長岡市大手通二丁目2番地14



お願い：駐車場は混雑が予想されますので、誠に申し訳ありませんが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

# 第1期 定時株主総会 株主総会会場のご案内



日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



場所

第四銀行本店2階 だいしホール

新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



お願い：駐車場は混雑が予想されますので、誠に申し訳ありませんが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



DAISHI HOKUETSU  
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。